

秩父市循環型社会形成推進地域計画

作成日	令和7年11月18日
-----	------------

変更日	
-----	--

1 計画の基本的な事項

(1) 基礎情報

ア. 対象地域

構成市町村等（作成者）名	秩父市						
地域内総人口（人）	21,269人						
地域総面積（km ² ）	550km ²						
地域の要件	面積	過疎					
離島、豪雪、山村、半島、 過疎地域に該当がある市町村名	秩父市						
地域の要件がその他の場合は具体的に記載							
構成市町村に一部事務組合等が含まれている場合、当該組合の状況							
組合名称 （設立（予定）年月日）							
組合を構成する市町村							
組合設立に関する、 今後の見通し							

イ. 計画期間

開始年月日	令和8年4月1日
終了年月日	令和13年3月31日
計画期間※	5年

※目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

表2 浄化槽事業等のための整備事業※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付

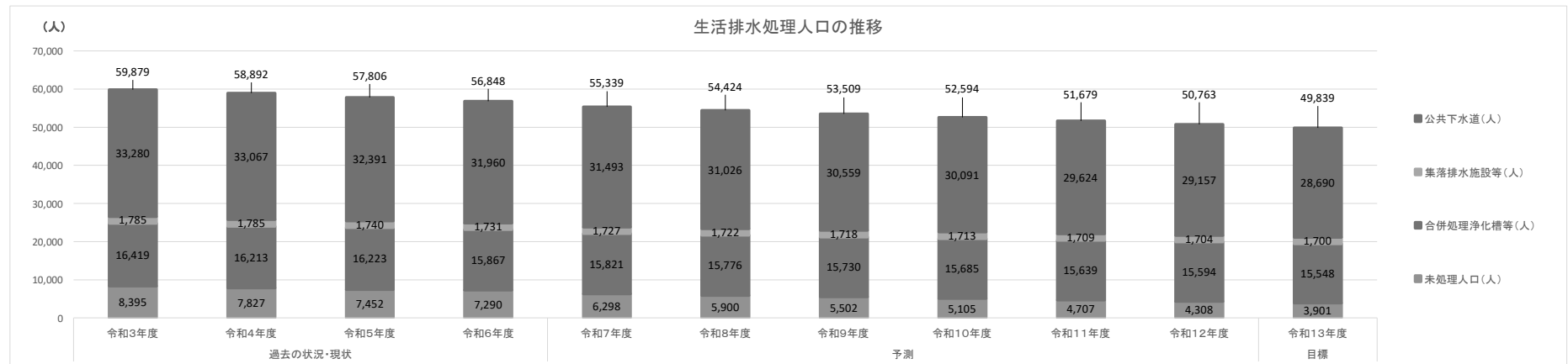
事業番号	1				
事業主体	秩父市				
事業名称	公共浄化槽等整備 推進事業				
現有設備の内容					
直近の整備済み基数 (基) (令和6年度)	2,413基				
処理人口(人)	6,109人				
整備計画					
整備計画基数(基)	300基				
整備計画人口(人)	1,000人				
事業期間	R8～R12				
国土強靱化計画への記載 (計画の名称)	秩父市国土強靱化地 域計画				
備考					

総括表（交付期間における各交付対象事業の概算事業費）

事業種別		事業番号	事業主体名称	規模		事業期間		交付金交付期間		総事業費（千円）		交付対象事業費（千円）						備考	
施設名称等				単位	開始	終了	開始	終了	複数計画 合算費	現計画での 総事業費	複数計画 合算費	合計	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
浄化槽事業等のための整備事業										375,120		375,120	75,024	75,024	75,024	75,024	75,024		
浄化槽設置整備事業												0							
内訳	浄化槽整備事業（下記事業を除く）				基							0							
	既設の浄化槽改築事業				基							0							
	浄化槽災害復旧事業				基							0							
	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業				基							0							
	浄化槽整備効率化事業費											0							
公共浄化槽等整備推進事業		1	秩父市			R8	R12	R8	R12		375,120		375,120	75,024	75,024	75,024	75,024	75,024	
内訳	浄化槽整備事業（下記事業を除く）			300	基							0							
	既設の浄化槽改築事業				基							0							
	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業				基							0							
	浄化槽整備効率化事業費											0							
合 計										0	375,120	0	375,120	75,024	75,024	75,024	75,024	75,024	

生活排水の処理の実績と予測

指標・単位		過去の状況・現状				予測						目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
総人口（人）		59,879	58,892	57,806	56,848	55,339	54,424	53,509	52,594	51,679	50,763	49,839
公共下水道（人）	污水衛生処理人口	33,280	33,067	32,391	31,960	31,493	31,026	30,559	30,091	29,624	29,157	28,690
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	55.6%	56.1%	56.0%	56.2%	56.9%	57.0%	57.1%	57.2%	57.3%	57.4%	57.6%
集落排水施設等（人）	污水衛生処理人口	1,785	1,785	1,740	1,731	1,727	1,722	1,718	1,713	1,709	1,704	1,700
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.1%	3.2%	3.2%	3.3%	3.3%	3.4%	3.4%
合併処理浄化槽等（人）	污水衛生処理人口	16,419	16,213	16,223	15,867	15,821	15,776	15,730	15,685	15,639	15,594	15,548
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	27.4%	27.5%	28.1%	27.9%	28.6%	29.0%	29.4%	29.8%	30.3%	30.7%	31.2%
未処理人口（人）	污水衛生未処理人口	8,395	7,827	7,452	7,290	6,298	5,900	5,502	5,105	4,707	4,308	3,901



2 循環型社会形成推進のための現状と目標（生活排水の処理）

（1）生活排水の処理に関する現状と目標（全域）

生活排水の処理については、表6に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表1 生活排水処理に関する現状と目標		現状：令和6年度		目標：令和13年度	
		人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道（人）	31,960	56.2%	28,690	57.6%
	農業集落排水施設等（人）	1,731	3.0%	1,700	3.4%
	合併処理浄化槽等（人）	15,867	27.9%	15,548	31.2%
	小計：汚水衛生処理人口（人）	49,558	87.2%	45,938	92.2%
	単独処理浄化槽（人）	5,848	10.3%	3,129	6.3%
	非水洗化人口（人）	1,442	2.5%	772	1.5%
	小計：未処理人口（人）	7,290	12.8%	3,901	7.8%
合計：総人口（人）		56,848	100.0%	49,839	100.0%
し尿・汚泥の量	汲取りし尿量（キロリットル）	0		0	
	浄化槽汚泥量（キロリットル）	0		0	
	合計（キロリットル）	0		0	

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

(2) 各構成市町村の生活排水処理に関する現状と目標

		実績		目標	
		令和6年度		令和13年度	
		人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道（人）		0		0
	農業集落排水施設等（人）		0		0
	合併処理浄化槽等（人）		0		0
	小計：汚水衛生処理人口（人）	0	0	0	0
	単独処理浄化槽等（人）		0		0
	非水洗化人口（人）		0		0
	小計：未処理人口（人）	0	0	0	0
	合計：総人口（人）	0	0	0	0
し尿・汚泥の量	汲取りし尿量（キロリットル）				
	浄化槽汚泥量（キロリットル）				
	合計（キロリットル）	0		0	

		実績		目標	
		令和6年度		令和13年度	
		人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道（人）		0		0.0%
	農業集落排水施設等（人）		0		0.0%
	合併処理浄化槽等（人）		0		0.0%
	小計：汚水衛生処理人口（人）	0	0	0	0.0%
	単独処理浄化槽等（人）		0	6,100	100.0%
	非水洗化人口（人）		0		0.0%
	小計：未処理人口（人）	0	0	6,100	100.0%
	合計：総人口（人）	0	0	6,100	100.0%
し尿・汚泥の量	汲取りし尿量（キロリットル）				
	浄化槽汚泥量（キロリットル）				
	合計（キロリットル）	0		0	

		実績		目標	
		令和6年度		令和13年度	
		人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道（人）		0		0
	農業集落排水施設等（人）		0		0
	合併処理浄化槽等（人）		0		0
	小計：汚水衛生処理人口（人）	0	0	0	0
	単独処理浄化槽等（人）		0		0
	非水洗化人口（人）		0		0
	小計：未処理人口（人）	0	0	0	0
	合計：総人口（人）	0	0	0	0
し尿・汚泥の量	汲取りし尿量（キロリットル）				
	浄化槽汚泥量（キロリットル）				
	合計（キロリットル）	0		0	

3 目標達成に向けた施策（生活排水の処理）

（１）処理体制

ア 生活排水処理の現状と今後

本市の汚水衛生処理率は、令和５年度では87.1%であるが、令和４年度の汚水衛生処理率の平均値（全国：89.1%、埼玉県90.9%）と比較すると低い水準となっており、汚水衛生処理率の向上が課題となっている。

汚水衛生処理率の内訳をみると、公共下水道56.0%、農業集落排水3.0%、合併処理浄化槽28.1%となっている。

また、施設の老朽化や処理効率の低下、人口減少等の理由による処理量の減少の課題が山積している。将来人口を鑑み、施設の整備、統合を進めながら、汚水衛生処理率を100%にする目標に向けて処理体制を確保する必要がある。

（２）合併処理浄化槽の整備

表３のとおり行う

6 関連するその他の施策

(1) 地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく

ア 生活排水対策

7 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表する。必要に応じて埼玉県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がとりまとまった時点で、速やかに計画に事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ必要に応じ計画を見直すものとする。